

南相馬市帰還支援一時宿泊所条例・施行規則の廃止について

建設部建築住宅課

1 帰還支援一時宿泊所の概要

平成26年当時、遠方の避難者が市内で生活を再建するにあたり、一時的な拠点となる宿泊所がなかった。そのため、「雇用促進住宅北長野宿舎」（原町区北長野字南原田143番地の1）のうち1号棟の住居8戸を借用し、同年10月から一時宿泊所として提供を開始した。

利用者数の状況に鑑み、平成28年4月から提供戸数を4戸へ減少した。

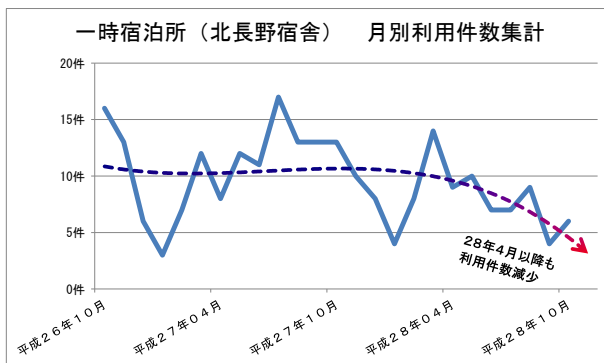
2 帰還支援一時宿泊所の現況

(1) 平成26年10月から2年以上にわたり帰還支援一時宿泊所を提供しており、生活再建のため一時的に帰宅して住宅修繕等を行う期間としては充足している。

(2) 平成28年4月以降に帰還支援一時宿泊所の利用者が減少している。特に、7月12日の避難指示解除以降は激減している。

(3) 避難指示が解除され、市内に宿泊することが可能となっている。

※雇用促進北長野宿舎の借用が平成29年3月31日で終了するため、代替え等について検討している。



3 帰還支援一時宿泊所条例・施行規則について

帰還支援一時宿泊所の現状を踏まえ、この事業の役割は終了したものと考え、平成29年3月31日をもって事業を廃止し、これに伴い帰還支援一時宿泊所条例及び施行規則を廃止する。

無料の一時宿泊施設については、帰還支援一時宿泊所（原町区の4部屋）以外に、帰還準備旅館宿泊支援事業（小高区の3部屋）があるため、帰還支援一時宿泊所（原町区の4部屋）を廃止しても、現段階の両方の利用状況から帰還準備旅館宿泊支援事業（小高区の3部屋）で賄える。